

広島弁護士会 市民法律講座

第1回 11月10日(木) 午後6時～午後7時30分

空き家問題

誰が管理するの?どんな問題があるの?など様々な空き家のトラブルにお答えします!

第2回 11月17日(木) 午後6時～午後7時30分

消費者契約法

消費者の安全を守る様々な法律上の制度をご紹介します!

第3回 11月24日(木) 午後6時～午後7時30分

労働者派遣法

ブラック派遣、違法派遣にならないために守らなければならない法律の仕組み

第4回 12月1日(木) 午後6時～午後7時30分

特許法

知的財産防衛の最前線、職務発明など発明者の権利を守るためには、管理するには

第5回 12月8日(木) 午後6時～午後7時30分

行政不服審査法

平成28年4月1日から約50年ぶりに改正された行政不服審査法が施行されています。

受講料：無料

申込みについて

場所：広島弁護士会館2階大会議室A



① 往復はがき、ファックス又はメールのいずれかの方法で、住所・氏名(ふりがな)・年齢をご記入の上お申込みください。

往復はがき宛先：〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-73 広島弁護士会「市民法律講座」係

メールアドレス：kouza@hiroben.or.jp

ファックス：裏面の申込票をご利用ください。

※申込みの際に記載された個人情報は、今後の市民法律講座等の広島弁護士会行事のご案内のために利用させていただきます。

お問い合わせTel:082-228-0230

② 申込期間：参加される初回の1週間前金曜日まで
例：第3回11月24日に最初に参加される場合は11月18日(金)まで
定員：120名(先着順)

同時開催：無料法律相談会

日時：11月10日、11月17日、11月24日、12月1日、12月8日

講座終了後19:30～20:00(但し、お一組30分まで)

要予約：住所・氏名・連絡先・相談希望日を明記のうえファックス(裏面の申込票をご利用ください)またはメール(kouza@hiroben.or.jp)にて、各開催日の1週間前までに「市民法律講座」係までお申し込みください。

お申し込み多数の場合はお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

内容：市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。

主催 広島弁護士会

後援 広島県・広島市

広島弁護士会 市民法律講座係 宛 (FAX : 082-228-0418)

御希望する () に○をしてください。

申 込 者 連 絡 先

お名前	フリガナ	
ご住所		
ご連絡先	電 話	
	F A X	
	メー ル	

※連絡先等の個人情報は、今後の弁護士会からの各種イベント等のご案内のみに使用させていただきます。

市民法律講座参加申込票

市民法律講座に参加します ()

参加予定講座 () 全回に参加 () 右に○をした回に参加	第1回 11月10日 空き家問題
	第2回 11月17日 消費者契約法
	第3回 11月24日 労働者派遣法
	第4回 12月 1日 特許法
	第5回 12月 8日 行政不服審査法

無料法律相談申込票

無料法律相談に申し込みます ()

希望相談日 (○をして下さい)	11/10, 11/17, 11/24, 12/1, 12/8
-----------------	---------------------------------

※市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。